

## 江戸中期の寺田繩村の農民を知る

江戸中期の寺田繩村を知る大切な手掛かりの一つに、「相州大住郡寺田繩村 村中百姓（姓）衆中覚」（平塚市史3 p82）があります。

この史料に基づいて、小田原北条氏滅亡後の寺田繩村に住まう村民を考えてみます。

標記の「相州大住郡寺田繩村 村中百姓（姓）衆中覚」（以後：覚）は『市域に現存する諸文書の中で、最も特異なものの一つである』と平塚市史3に紹介されています。

## 文書の作成年代

表題には「戊五月日」と記されるのみで、具体的な年月が明記されていません。

文書内の記述で一番新しい年代として、宝暦三年（1753）がありますので、作成年について、平塚市史3では『近世期の宝暦年間（1751～1763）頃』と指摘しています。

記されたのは、江戸時代の中頃の寺田繩に関する文書と考えてよいと思います。

## 記載された内容

寺田繩の百姓とされる家々の家祖となる本家とその分家の係累と土地からの石高そして寺田繩に入植したとされる時期などが記されています。

寺田繩村の総戸数は、52戸と読み取れます。「新編相模国風土記稿」（以後：風土記稿）には53戸とありますので、江戸時代中期の寺田繩村には52・3戸の農家が生計を営んでいたと考えられます。

記されている「氏・姓」は高橋、石塚、本田、吉川、小泉、山田、足立、井出、二宮、船木、中嶋、南理、北村、高山、飯塚の15の家名を数えます。現在の寺田繩かと思紛えます。

中には「北条御膳奉行」、「御勘定奉行」、「寛永より役人」と、前代の小田原北条治下にあったとされる役職が記されています。

## 添え書きから

寺田繩村に入植したとされる時期を見ると、（風土記稿）に「高橋家」は「小田原没落の時」、「石塚家」は「小田原北条氏滅亡ノ後」、「吉川家」は「小田原落城の後」とあり、いずれも天正18年（1590）、小田原北条氏滅亡の後と記されています。

（覚）の「高橋家」、「石塚家」は「天正18年寅年より百姓」、「吉川家」について具体的な年代の記載はありません。元和二年（1616）の大阪夏の陣が終わり、「小泉家」の2

戸は大坂牢人、「南理家」も大坂牢人と記されています。

詳細にみると、寺田縄村の地に入植したとされる家々の内、本家と読み取れる家は20戸あります。その内、小田原北条氏が滅亡した「天正18年寅年より百姓」と記された家が6戸（高橋家、石塚家5戸）です。「小田原陥落後」（風土記稿）には1戸（吉川家）、「天正年中より百姓」は1戸（本田家）、「小田原牢人」が1戸（船木家）です。小田原滅亡後、寺田縄村に入植したとされるのは総計すると9戸になります。寺田縄の地には、集団的に入植したと思われます。

その後、大坂牢人を含め大坂の陣の後には3戸（小泉家2戸、南里家）、16・700年頃には1戸（足立家）、「正徳元年（1711）より百姓」には2戸（高山家、北村家）、その年が判明できないのは6戸（吉川家、井出家、二宮2家、中嶋家、飯塚家）記されていました。小田原滅亡後、寺田縄村には波状的に入植が行われたと読むことが出来ます。

「覚」の添え書きに「天正十八年寅年より百姓」とある本家6戸の石高の合計は、本家と分家をあわせた石高を合計すると、387石3斗2升7合になります。「覚」に記された寺田縄村の家々の総石高は、寺社を除いて1014石5斗3升8合でした。これは江戸中期の石高ですが、「天正十八年寅年より百姓」とある本家6戸の石高の合計は、単純に比較して、江戸中期の石高の38.18%になります。（寺田縄村の「天正十八年」当時の総石高は判明しませんが、開発の進んだ江戸中期より石高は少ないと想像されますが・・・）「天正十八年寅年より百姓」となり寺田縄村で本家となっていった6戸の所有する石高は、寺田縄村の農地の4割弱を領有していたことになります。

寺田縄村に小田原北条滅亡後初期に入植したとされる家々は、多くの石高、換言すれば寺田縄の地に広い耕作地を獲得したことになります。その後、約150年が経過し、家々では初代が去り本家は継承され、また、分家の数も増え、新たに寺田縄村に居を構え、新田の開発も進み石高も増やされたことと思います。「覚」が記された頃の江戸時代中期、寺田縄村の総戸数は52戸、総石高は、1014石5斗3升8合（除く・寺社領44石3斗5升3合）となりました。

小田原配下の“布施康能の所領は概算で千七・八百石になる”という計算もされています。（新平塚風土記稿・昭和45年）しかし、近世期、検地の結果寺田縄村の石高は1100石余であったことを考えると、前出、布施氏治下の寺田縄の石高概算で千七・八百石は多過ぎると思います。（「寺手縄」の範囲が近世期より広ければ別ですが）

### 「覚」の作成の目的

「覚」の作成の目的・意図は『文書の初めの上部に「右一」とか「左一」、「左花立」など

という記載があります。これは農民の家格等を中心とした集団である宮座(\*)にみられる表現なので、『この百性衆中覚は宮座に關係して作られたのであろう』(平塚市史3)とあります。

この文書は、『戦国時代から近世中期に至る、農民の系譜を検討するに興味あるものである』(平塚市史3)近世の寺田繩を知る重要な文書とされています。ここに記されたほとんどの家々は、今日も、寺田繩の地に代々続いています。

#### \*宮座

地域を守る村の鎮守の祭祀を執り行う特権的な集団とされています。神の前では座席が決まり右、左、花立は座る位置と村での家格をあらわしています。

寺田繩村の鎮守は山王社(山王神社・日枝神社の明治期前の社名)でした。

#### 小田原北条氏以前の寺田繩農民

「覚」に記されている家々は小田原北条氏の滅亡の1590年以降、寺田繩村に集団的に入植してきたとされます。しかし、寺田繩の開発は、糟屋庄が拡大された11世紀半ば以降期より開発に伴って寺田繩に住み着いた農民達もいたことと思います。その農民たちも農地を開拓し、広げ、人口も増えつつ、畠山氏の領民となり、次いで布施氏の領民へと支配者が代わりました。いわば寺田繩で江戸時代に先立つ、先住農民たちです。その数、姓、などは文書がなく分かりません。

寺田繩を地理的に見ると、お屋敷跡と称せられる自然堤防上の微高地が確認されます。ここには、例えば畠山氏、布施氏などの時の権力者の居館が立地してきました。

居館の周辺地には有力な武士団が居を構え、権力者を保守する地割りがなされていました。居館をめぐる逆L字型の道路とその周辺に有力武士団が配置されていたと推測されます。

小田原北条氏滅亡に先立つ寺田繩村の地勢を形成していました。

#### 小田原北条氏滅亡後の入植への考察

小田原北条氏の滅亡後に入植したとされる家々(\*)は、未開の土地であった、いわば空白地寺田繩に入植を始めたわけではないと思います。何となれば、小田原北条氏の家臣(小田原衆を位置づけられていた)布施氏の統主とその支配に服した領民がいたのです。

小田原北条氏の家臣としての布施氏が、主君である北条氏により安堵され領地を經營するためには、寺手繩(寺田繩の旧姓)にも年貢や譜役を徴収する村役人などの村政を遂行する組織があったものと思われます。村政を維持するための仕組みがあったはずで、また、村人の中には、指導的な役割を果たしていた農民層があったはずで、時には足軽として合戦に駆り出された農民もいたことと思います。

この「覚」に記載されている家々を読み進めても、以前から寺田繩村に住み続けていた人々、在地・先住の農民名を読み取ることは困難です。しいてあげれば、氏名に添え書きの

ない本家筋の6戸を挙げることができます。この数をもってしては「北条氏所領役帳」に記されている、『中郡寺手縄』の布施氏の所領貫高『百七拾七貫五百貳拾四文』、を耕作することは、あまりにも耕作地が広大過ぎ、不可能です。しかも、布施氏の支配下にあり耕作を担っていた相当数の農民の存在が判明しません。

(\*) 「入植したとされる」との表現は、この件についての私見を述べるうえで、あえて使いました。

小田原北条氏が滅亡し、寺田縄村は徳川の直轄地として政権に組み込まれました。その移行期、政変がもたらした寺田縄村の様子を検討したいと思います。前出文の中で「入植したとされる家々」と推測がましく記しましたが、「覚」の中の小田原北条氏が滅亡した「天正18年寅年より百姓」など、「年」を想定することの出来る添え書の読み方について、三つの見解・仮説を記します。 歴史学に関して素人の私の考えです。

### 私の仮説その1

小田原北条氏滅亡後の寺田縄村は徳川氏の直轄地となりました。徳川氏が寺田縄村を統治するにあたって、直轄地であるがゆえにその統治には強権的な最善の策を施したものと思われます。まずは、寺田縄村から小田原北条氏関連の旧勢力を追放し、新たに徳川氏に従うことを宣告した農民を徳川家臣として入植させ、直轄地に配置する。なんとなれば、「覚」に記載された家名に「布施」の名が登場していません。寺手縄の支配者であった、「布施」は寺田縄村の地から姿を消しています。

徳川の初期、権力の命運をかけた強硬策が実施されました。旧勢力の布施康朝は父の勢力下にあった寺田縄村から片岡村（または上吉沢村）に転封・固定され、代わって、新たな入植者として、「覚」に記された家々が、徳川政権の統治策によって寺田縄村に農民として入植・土着しました。寺田縄村への入植は徳川政権の意図を以て、そして、戦略的な政策でした。先住の布施氏の下でその支配下にあった寺田縄農民にとっては、農地と自己の生活を略奪されたに等しい入植であり土着でした。

入植者たちは徳川政権から農地、石高が認められ、徳川氏の百姓身分となりました。寺田縄村の近世期に実施された検地の結果、石高は1100石余でした。小田原滅亡の直後に入植したと思われる本家・分家6戸の石高は、387石3斗2升7合で、近世期の石高の約3分の1を占めています。

この地は徳川の前時代、布施氏が支配していた寺田縄の在地農民が耕作していた農地でした。当然、農業を営んでいた在地の農民の生活もありました。

しかし、新たに入植・土着が行われた後の在地の農民達はどうなったのでしょうか。行方が分かりません。「風土記稿」の寺田縄村・片岡村・上吉沢村の各条には、寺田縄村から移

住したなど、何ら記述はありません。

新たな入植者は本百姓（\*）として、在地の農民は、本百姓に隷属した水呑百姓（\*）化され検地帳からも消滅させられその名が消されたのでしょうか。もちろん田畑も失いました。入植・土着者には、農地が分与・確保され百姓身分になり、入植者の動向に合わせて、在地の農民は水呑百姓化されていったのでしょうか。

徳川初期の政策は、北条後の入植・土着者と、既に寺田縄に暮らしていた在地・先住の農民たちとの間に軋轢はなかったのでしょうか。新入植者は強力な徳川政権を後ろ楯として、軋轢などあろうはずはなかったと思います。

新たに入植した家々は屋敷を構え、新田の開発・水利の確定なども行い、代々、分家を続け、宮座にあるように、徳川政権あるいは旗本領主の支えになる村政の仕組みを担う有力な家々となりました。

一般的には、布施支配下にあった寺田縄村に強引に入植を成し遂げるには、徳川氏の強力な権力を背景として成し遂げる。又は、寺田縄村の旧勢力下にあった農民組織との対立・抗争を以て達成される。等が考えられますが、寺田縄の場合は、作られていた社会基盤に入り込むために、強力な徳川氏という権力組織を背景にして、一方的に成し遂げられたものとも考えられます。

神奈川県史 通史編2 近世（1） p 73・4に、当面している「覚」について、『勘定奉行』、『御膳奉行』など、いずれも後北条当時にはない役職名である。・・・この「覚」がどの程度真実を伝えているか問題はあるが、村の中心となった家が、後北条氏遺臣にその系譜を持っていたことは疑いのない事実といえよう。後北条氏の滅亡は、政権交代とは別に、遺臣の土着をはじめ村事態に大きな変動を与えたことも過言を要しないであろう』と記されています。

#### （\*）本百姓

検地帳に登録された田畑を名請して村内に屋敷地を所持する家持である。持ち高を基準として課される年貢や陣夫役や普請役、伝馬役など固有の諸役を負担することで、国家や領主から百姓身分として認められる。村内では村役も務め村寄合に参加し、村政を担う。

#### （\*）水呑百姓

村内に自らの持ち高を所持しないか、わずかに所持する農民。本百姓に隷属する農民として検地帳に登録されないまま、主家との内付関係に留められた。（日本歴史大事典）

### 私の仮説その2

「天正十八年寅年より百姓」との添え書きは、その年に入植したことを意味するのではなく、「その年から百姓身分になった」とも読むことができます。その他の添え書き「天正年中より百姓」「小田原落城後」「小田原牢人」それぞれが、百姓身分になった時と読めます。

小田原滅亡の天正十八年、早くも徳川家康は、寺田繩に在村していた布施氏の領民たちの内、まず「天正年中寅年より百姓」との添え書きのある6戸を本百姓として村内の諸役・村方三役などにつけさせました。関東の支配権を獲得した徳川氏といえども、都市や農村部にあっては庶民や旧勢力を完全に掌握してはいませんでした。徳川氏初期にあっては、政治的に村政を確実な体制に仕上げ、支配を村政の下部にまで浸透させ、直轄地内の経済基盤をも利するものにするためには、小田原北条の旧勢力を利用せねばなりませんでした。

また、「大坂の役に出陣した者」や新たに百姓身分に取り立てた者等々の家々の20戸を本家・本百姓として位置づけました。この説によれば、布施の領民から徳川の領民への移行は、新旧の対立・抗争なく進められたと読めると思います。

### 私の仮説その3

以下は荒唐無稽と評されることを承知して記します。

この「覚」が、歴史的事実に基づいて記されたのではないとの推論で考察して見ます。

第一は、『この百姓衆中覚は宮座に関係して作られたのであろう』（平塚市史3）とされ、「覚」に記される「右一には高橋主計家、左一には石塚生井之上家、花立てには石塚修理家」と、記載当時、山王社の宮座での高い地位にあった家々であり、寺田繩を代表する家格の高い家々が記されています。「覚」はその家々を権威づける意図のもとに作成されたと考えられます。

第二は、『神奈川県史の指摘「勘定奉行」、「御膳奉行」など、いずれも後北条当時にはない役職名である。』とされます。「覚」は小田原北条氏の滅亡から150年以上経過して記されています。時間の経過が事実認識を欠落させ、小田原北条氏の事実無根の役職を記していることとなります。記載の思いは小田原の後北条時代には奉行に地位にあった家柄であるとするのが、その家々の家格、すなわち寺田繩での歴史的権威の裏付けを意識した記述と考えることはできないでしょうか。

第三は、大坂牢人、小田原牢人等の注記は、出自が武士であること、昔は武士の家柄であったとの権威づけを表しているのではないのでしょうか。

第四は、「相州大住郡寺田繩村村中百姓衆中覚」という表題です。「覚」とは『後々の記憶のために書いておくこと、また、その文書。メモ』（日本国語大辞典）、『史料用語としては「手日記」「条書」「条目」などと称する。通例としては書き出しには「覚」と書く。また、差出がなく項目のみで内容説明を伴わない単なるメモ程度など、多様な様式が存在する』（日本歴史大辞典）と記されます。いわゆる「覚」は、幕府や領主に提出する公式な文書ではなく、「記憶として書き留める」という性質の文書であり、あくまでも私的な文書と考えられます。記載の人名にすべて姓名が記されているのも、公文書ではないと判断できます。

第一に記したように、この「覚」は寺田繩山王社の宮座の高位を強調する文書であり、そ

の家々を権威づける意図のもとに私的に記された文書と考えられます。

第五は、「覚」の文末に『大住郡寺田縄村高橋近衛門実否正シテ之書ス』とあります。この高橋近衛門は「覚」の筆頭『天正十八年寅年より百姓 高橋主計の八代目』にあたります。高橋家の本家筋です。『高橋近衛門実否正シテ之書ス』とは、江戸時代中期に家系・系譜書を新たに記し、あたかも自らの家系が歴史的に由緒ある事を誇張せんがために記述された、と同じ文脈として判断しては誤りでしょうか。

結論として、「相州大住郡寺田縄村村中百姓衆中覚」書は、公的な文書ではなく私的に作成された文書であり、史料性に欠ける文書と評価することができます。

しかし、「覚」に記された江戸時代中期、寺田縄村の総戸数は52戸、総石高は、1014石5斗3升8合(除く・寺社領44石3斗5升3合)の数値は他の史料と比較して大きな差異はありません。高橋近衛門家の私的な文書であってもその石高の数値は正確であったといえることができます。

小田原北条氏滅亡後、小田原北条氏の遺臣たちの中には、徳川氏、または諸大名たちの家臣として迎えられた者もありました。また、圧倒的多数の者は、小田原の地を離れ地方の農村に入植・土着して農民となっていった。と考えられています。

しかし、私は、小田原北条氏滅亡後、敗れた武士層が他地域に入植・土着する事により新たな農民層を築いたのではなく、徳川氏は、小田原北条氏という旧勢力を利用し支配下にあった農民層を、徳川政権下の農民として位置付けることにより新体制をより強固な形に成し遂げたと考えています。この施策は、徳川政権によって全国規模をもって実施され展開された一大改革であったと思われまます。

この歴史的な事実は、寺田縄村に於いても例外ではありませんでした。  
いかがでしょうか。